

まちの拠点創造プロジェクト推進業務 仕様書

1 業務の名称

まちの拠点創造プロジェクト推進業務

2 業務の目的

柏原交流ゾーンにおいて、JR柏原駅南用地（県有地・未利用地）を起爆剤として最大限活用しながら、まちの求心力向上に向け、多拠点居住やテレワーク等新たな暮らし方、働き方等に対応した新たな都市機能のあり方を提案する。

3 委託契約期間および契約上限金額

本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和5年3月31日（金）までとする。
契約上限金額は、4,300,000円（税込）とする。

なお、受託者となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

4 柏原交流ゾーンの位置づけ

柏原交流ゾーン（約100ha）は、JR柏原駅南用地（県有地・未利用地）、丹波の森公苑、駅北市街地の3つのエリアからなる（ゾーンの位置については付図参照）。全域が丹波都市計画区域の非線引き区域にあたり、「丹波市都市計画マスタープラン」において、地域資源を活用して交流やにぎわいを創出する「交流ゾーン」に位置づけられている。

柏原交流ゾーンは、「丹波2050地域ビジョン」のシンボルプロジェクトの1つ、「まちの拠点創造プロジェクト」の対象地域である。プロジェクトの推進を通じて、まちの歴史遺産が継承されながらも、新たな暮らし方、働き方等に対応した次世代都市一懐かしくも新しい、快適なまち一として発展していくことが期待されている。

5 業務の内容

（1）現状と課題の整理

① これまでのまちづくりの検証

- ・統計データ等から柏原交流ゾーンの人口、世帯、産業、住宅、土地利用、道路交通量、旅客輸送量等の推移、変化を示す。
- ・柏原交流ゾーンにおけるこれまでのまちづくり、特に中心市街地活性化の取組の成果と課題を検証する。
- ・検証にあたっては、他市町の中心市街地活性化法対象地区との比較も交えながら、柏原市街地固有の課題を明らかにする。また、（既存・新規）アンケート・ヒアリング等の結果を踏まえ、住民のまちづくりへの評価や今後の意向を探る。
- ・丹波の森公苑のまちづくりや地域振興に果たしてきた役割を明らかにする。（特

に柏原市街地に対する効果を中心に。)

② まちの将来可能性の提示

- ・地方回帰、働き方改革などポストコロナの新しい社会潮流を整理し、今後地方都市に期待される新たな都市機能やまちづくりの方向性を示す。スマートシティ化に向けた情報通信基盤や次世代モビリティに対応した交通基盤など、次世代都市に必要なハード・ソフトのインフラ整備のあり方を提示する。
- ・そのうえで、柏原交流ゾーンにおけるまちの特性や立地条件等を活かした新たな都市機能整備による、まちの発展可能性を探る。特に、多世代が歩いて暮らせるまちとしての柏原交流ゾーンの可能性に焦点を当てる。

(2) 基本構想の作成

① 基本コンセプト

- ・柏原交流ゾーン整備にあたっての基本的考え方を提示
 (「城下町・門前町」(近世)、「行政・教育都市」(近代～現代)の次なる都市アイデンティティ構築)

② エリア別基本方針

- ・柏原交流ゾーンを構成する3つのエリア(JR 柏原駅南用地、丹波の森公苑、駅北市街地)毎に整備の基本方針を示すとともに、エリア間の機能連携、相互補完のあり方を提示
- ・上記にあわせて、エリアごとに新たな都市機能や土地利用に応じて必要となる社会基盤の整備のあり方についても提示
- ・特に JR 柏原駅南用地については、今後の活用において必要となる具体的な機能を明示するとともに、暫定利用等のアイデアや検討手法を提示

③ 官民連携方針

- ・整備にあたっての官民連携、産学官民の役割分担のあり方について示す

④ 政策連携方針

- ・整備促進に向けた産業政策(起業・IT 支援等)、地域政策(移住・環流対策等)、都市政策(まちづくり・都市計画、インフラ整備等)の一体的展開の方向性を提示

(3) 検討会議並びにワーキングの開催運営

基本構想を取りまとめるにあたり、県が設置する検討会議並びにワーキング(検討会議学識者部会)について、以下に関する業務を行う。

① 設置・運営に係る調整

- ・検討会議・ワーキング運営にあたっての事前・事後調整

② 検討会議・ワーキング開催

- ・開催回数(検討会議3回・ワーキング2回)
- ・検討会議・ワーキングの運営、資料作成、印刷
- ・議事録作成

※学識者等によるワーキングは6～7名程度、学識者、地域団体、行政等による検討会議は15名～20名程度(ワーキングメンバーを含む)で構成の予定

※委員会開催回数は予定であり、回数の増減により、変更契約を行う。

※会場使用料、委員の謝金、旅費等の支払いについては、業務対象外とする。

6 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

7 成果品

- (1) 業務報告書 5部
- (2) 基本構想 10部
- (3) 上記にかかる電子データ1式（媒体はCD-RまたはDVD-R）

8 成果品の納入場所および納期

- (1) 納入場所
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
- (2) 納期
令和5年3月31日（金）

9 業務委託に関する条件等

本業務の実施に際して次の事項に留意すること

- (1) 受託者は、業務の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに実施する業務の詳細について委託者と協議の上業務計画書を作成し、業務開始時まで提出する。
- (2) 受託者は、業務の終了後、成果物を添えて完了報告書を当課に提出する
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により業務を実施することが困難になったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡しその指示に従う。
- (4) 本業務により得られた成果等（著作権を含む）については、委託者に帰属するものとする。
また、第3者が権利を有する著作権については、当選者が業務履行に関わるすべての著作権について利用許諾を得ることとし、そのために必要となる利用承諾手続きは当選者が行い、利用許諾に必要な費用は本業務に含むものとする。
- (5) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に定めのない事項又は業務の実施に際して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。